

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年十月十日
外 月曜日

◆鳥取縣選舉管理委員會告示第三十六號

昭和二十四年八月十八日執行の東伯郡榮村農地委員會委員選舉における當選の効力に關し、同村大字西高尾四百六十一番地長谷川清太郎より提起された訴願について昭和二十四年九月十四日當委員會においてこれを次のとおり裁決したので地方自治法第六十六條第三項の規定により告示する。

昭和二十四年十月十日

鳥取縣選舉管理委員會

裁 決 書

鳥取縣東伯郡榮村大字西高尾四百六拾壹番地

訴願人 長谷川 清太郎

この訴願の要旨は

昭和二十四年八月十八日執行の榮村農地委員會委員選舉

において、訴願人と松田迪藏は、得票數が同數の六十八票となつて、くじの結果、訴願人は落選したのであるが、開票の際、無効投票と決定された投票の中、訴願人のキヨと認め得るもの一票あり、又松田迪藏の投票中には、左文字の顯出によつて、切抜型を用いたものと認められる、無効投票二票あり、外にキキと記載された投票を、松田迪藏の有効投票としたけれども、これ等は何れも無効投票である。

以上の事實によつて訴願人と松田迪藏の有効投票の増減を比較すれば、訴願人の得票數は六十九票となり、松田迪藏の得票數は六十五票となるから、當然訴願人を當選人と決定すべきであるにも拘わらず、榮村選舉管理委員會は、訴願人の異議申立を認めない旨の決定をしたので、これに對し承服することはできないから、その決定

00223

を取消し、訴願人を當選人とする裁決を求めるといふのである。

これに對する榮村選舉管理委員會の辯明の要旨は、無効投票と決定したものの中「キ」を「チ」と記載したのも一票あり、これは訴願人の「キ」とは認め難く、又松田迪藏の投票の中に「キ」と記載せるもの一票あり、これは切抜型を用いたとすれば「キ」は「チ」となるべきと認められ他の一票は、「キ」と記載あり、以上の二票とも鉛筆で記載され、切抜型を用いた形跡は認められず、松田迪藏に投票したものであることを確認し、榮村選舉管理委員會は、その申立理由を認めないことに決定した。

又訴願人は「キ」と記載した無効投票を、松田迪藏の有効投票としたと申立てているけれども、榮村選舉管理委員會に對しては、その申立てはなく、審議してはいない。

と云うのである。

そこで當委員會において、この訴願書を受受理し審査するに、訴願人は、無効と決定された投票の中に、訴願人

の「キ」と認められる投票が一票あると主張しているのであるが、

無効投票と決定された八票について点検するに、「キ」と記載されたもの一票あり、第一字及び第二字の「キ」は「キ」と讀むことはできるけれど、も第二字の「キ」も第三字の「キ」も、「キ」と讀むことは到底困難であるが第一字の「キ」を「キ」と讀めば、第二字の「キ」と、第三字の「キ」は、或は訴願人の名である清太郎の「キ」と記載せんとして、二字の「キ」とし「ヨ」の横の一を忘れ第三字を「キ」と記載するのを誤つて「キ」と記載したものと認められるが、松田迪藏の名である「キ」と記載せんとして第一の「キ」とし第三字の「キ」を「キ」と記載したものと認められ、更に他に市下豊という候補者があり、この名である豊を、「ユカ」と記載せんとして誤つて、「キキ」と記載したものと認められる。

従つてこの投票は、候補者の何人を記載したかを確認し難いものであり、無効投票とすべきであつて、この投票を訴願人の有効投票であるとする、訴願人の主張は、

00223

を採用することはできない。

次に訴願人は、松田迪藏の投票中に、左文字の顯出によつて、切抜型を用いたものと認められるもの二票と、「キ」を「チ」と記載したものと、計三票の無効投票があると主張しているのであるが、松田迪藏の有効投票として六十八票の中に於いて点検するに「キ」を「チ」と記載されたもの一票、『キ』と記載されたもの一票、「チ」を「キ」と記載されたもの一票「チ」を「キ」と記載されたもの一票と計四票がある。

「キ」を「チ」と記載された投票の「キ」の四文字は左文字で記載されている。そこでこれを普通文字にすると、「チ」を「キ」と讀まれるように記載されている。

松田迪藏の名前を片假名で記載すれば「マツダテキゾウ」であり、これに類似した候補者が他になく、然も「テキゾウ」の「テキ」は明瞭であり、その筆勢字体等より見て、選舉人の意思は、松田迪藏に投票したものと認めるべきである。又「マ」を「チ」と記載された投票は、左文字で記載されたものであつて、これを普通文字によ

ると「マ」を「チ」と讀まれるように記載されているから、選舉人の意思は松田迪藏に投票したものと認めるべきである。

右二票は何れも鉛筆で記載されたものであり、左文字で記載されているからといつて、これによつて直ちに、切抜型を用いて記載したものと認めることはできない。従つてこの投票二票は、松田迪藏の有効投票と認めるべきであつて、この投票を無効であるとする訴願人の主張はこれを採用することはできない。

次は「キ」を「チ」と記載した投票についてであるが選舉本來的目的からしても、又なるべく多數の者を政治に參與させようとする民主主義の根本理念からしても、選舉人の意思はあくまでも尊重しなければならぬことであつて、如何に記載の文字が拙く不明確であつたり、或は徒に汚染を残したり、その他不要の字劃を加えたりするなど、記載方法の適當を欠く投票であつてもいやしくそれが文字として讀み得るものであり、推讀して候補者のうち何人かに投票したもので、何ら他意がないと認めら

00230

れる限り、その者の有効投票となすべきである。

このことを前提として、この投票をした選挙人の意思は、候補者のうち何人に對し投票をなしたであらうかということを審究してみなければならぬ。

松田迪藏という候補者に類似した候補者はなく、又松田迪藏は通常「テキ」さん「テキ」と呼ばれており、松田迪藏の有効投票中には「テキ」と記載した投票が數票あり、これらの点を綜合すれば、「キキ」と記載されている投票は迪藏の「テキ」を書かんとし、誤つて「テ」の字のノが、上まで抜き出たものと認められ、選挙人の意思は、松田迪藏に投票した有効投票として認めるべきであつて、この投票を無効であるとする、訴願人の主張はこれを採用することはできない。

次は「テキゾ」と記載した投票についてであるが、この投票は鉛筆で肉太に記載され、そのすべての文字は「すり切れ」字を切り抜きしたと思われる程に破れている。然しこの投票用紙の地質からみて、鉛筆を「ナメ」一、二回程度同じ個所を「コス」^ノとして、破

れるようなものとは認めることはできず、記載の文書が殆んどすり切れており、字跡筆蹟及び文字の位置等より考へ、厚い型紙を投票用紙に當て、その型をたどり、投票用紙がすり切れる程、何回も「コスリ」文字を描き出した形跡が顯著であつて、この投票は選挙人が自らの能力において、記載したものとは認めることはできないからこの投票は候補者の氏名を自書しないものとして、無効投票となすべきである。

従つて、松田迪藏の有効投票六十八票から、右の無効投票一票を控除すれば六十七票となる。

以上の理由によつて、この訴願はこれを次のように裁決する。

裁 決

昭和二十四年八月十八日執行の東伯郡榮村農地委員会委員選挙における當選の効力に關し同村大字西高尾百六拾壹番地長谷川清太郎の異議申立に對し、昭和二十四年八月二十五日、東伯郡榮村選挙管理委員会がなした決定は、これを取消し、松田迪藏の當選は、これを無効とする。

昭和二十四年九月十四日

鳥取縣選挙管理委員会印

昭和二十四年十月十日印
昭和二十四年十月十日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 縣